

常磐湯本地区まちづくり計画策定に関するパートナーシップ協定書

市民の自立的なまちづくり組織として設立された「夢 わくわく ゆもと市民会議」（以下「市民会議」と称する。）といわき市（以下「市」と称する。）は、都市計画に関する基本的な方針（将来の都市ビジョン）を定めた「いわき市都市計画マスタープラン（平成11年3月策定）」に基づき、地域特有の資源を有効に活用し市街地の再生整備を図るため、「地区まちづくり計画」の策定に向け、次のとおり協定を結びます。

第1 目的

この協定は、「地区まちづくり計画」を、市民会議と市が協働で策定するにあたり、それぞれの役割分担や相互協力等について定めるものです。

第2 協働の原則

市民会議と市は、互いに次の原則を遵守します。

- 1 「地区まちづくり計画」策定を目的として共有すること。
- 2 それぞれの自主性、主体性を尊重すること。
- 3 お互いの有する情報の共有に努めること。

第3 役割と責務

市民会議と市は、それぞれの役割を分担し、適宜必要に応じた連絡調整を図ります。

1 市民会議の役割と責務

- (1) 自立的な組織として自発的な検討を行い、公益的な立場で「地区まちづくり計画」に反映されるための市民提案（グラウンドデザイン）を作成します。
- (2) 市民提案作成の経過・内容・成果等について、広く一般に情報を公開します。
- (3) 市民の意見や要望を幅広く集め、多様な意見を集約し、合意形成を図ります。

2 いわき市の役割と責務

- (1) 市民会議に対して、まちづくりの専門家の派遣や調査活動の支援を行います。
- (2) 市民会議に対して、まちづくりに関する必要な情報を提供します。
- (3) 市民提案（グラウンドデザイン）を尊重し、「地区まちづくり計画」を策定します。

3 相互の連絡調整

市民会議と市は、全体の運営やお互いの問題解決のために調整を必要とする事項については、適宜、意見交換等を行うなど連絡調整を図ります。

第4 協力関係の継続

市民会議と市は、「地区まちづくり計画」策定後も、計画の着実な実現を図るため、共に責任を持ち協力を続けます。

第5 その他

この協定に定めていない事項で、今後、疑義や問題点などの解決のために必要と認められる事項が生じた場合には、市民会議と市が相互に合意の上で、協定書に加えることができるものとします。

平成14年 3月19日

夢 わくわく ゆもと市民会議

会長 白土幸範



いわき市

いわき市長 田家啓助



常磐湯本地区まちづくり計画策定に関するパートナーシップ協定の権限を移譲する協定書

この度、夢わくわくゆもと市民会議（会長 白土 幸範）が平成27年6月11日をもって解散するため、平成14年3月19日付にて、夢わくわくゆもと市民会議といわき市間で取り交した「常磐湯本地区まちづくり計画策定に関するパートナーシップ協定」に関する一切の権限を、じょうばん街工房21（会長 小井戸 英典）に移譲する。

平成27年6月11日

夢わくわくゆもと市民会議

会長 白土 幸範

じょうばん街工房21

会長 小井戸 英典

平成27年7月17日

いわき市長
清水 敏男 様

じょうばん街工房21
会長 小井戸 英典

常磐湯本地区まちづくり計画策定に関するパートナーシップ協定の
権限移譲について (報告)

じょうばん街工房21は、去る6月11日に、市と「常磐湯本地区まちづくり計画策定に関するパートナーシップ協定」を締結していた「夢わくわくゆもと市民会議」との間で、別紙のとおり、当該協定に関する一切の権限を継承する旨の協定を締結しましたので、ご報告申し上げます。

27都計第196号

平成27年7月30日

じょうばん街工房21

会長 小井戸 英典 様

いわき市長

清水 敏男



常磐湯本地区まちづくり計画策定に関するパートナーシップ協定に係る
後継者の承認について（通知）

このことについて、本市では、貴団体が「夢わくわくゆもと市民会議」との間で締結した『「常磐湯本地区まちづくり計画策定に関するパートナーシップ協定」の権限を移譲する協定書』を尊重し、貴団体を「夢わくわく湯本市民会議」の後継者として承認いたします。

今後につきましては、常磐湯本地区まちづくり計画の実現に向け、本協定の「第4 協力関係の継続」に基づき、貴団体との信頼関係や協力関係を継続しながら、賑わい・魅力・風情にあふれた湯本温泉街の再生に取り組んで参りたいと考えておりますので、御理解、御協力の程、よろしくお願いたします。

【事務担当】

都市建設部都市計画課計画係

TEL：0246-22-7511

FAX：0246-24-4306